

第3章 教育諸条件の整備

1 共生社会の実現に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実

第1期愛知県特別支援教育推進計画の取組として、知的障害特別支援学校の教室不足解消のための新設校の設置、通学環境の改善を目指したスクールバスの増車、さらに、学習環境を整えるための冷房設備の設置やトイレの洋式化等を順次進めてきました。

特別支援学校に限らず、障害のある全ての幼児児童生徒が、基礎的環境整備及び合理的配慮の充実した教育環境で学ぶことは、今後ますます重要となってきます。

一人一人の教育的ニーズや障害特性に応じた支援・指導を行うための教育諸条件を整えることは、共生社会の実現に向けて必要不可欠です。

3 教育諸条件の整備

<小中学校>

- ・通級による指導の充実

<高等学校>

- ・基礎的環境の整備
- ・通級による指導の充実

<特別支援学校>

- ・複数障害種への対応の検討
- ・県有施設や小中学校等の活用による分校・分教室設置の検討
- ・過大化による教室不足の解消(知的)
- ・長時間通学の解消(肢体)
- ・スクールバス車両の更新(肢体)

<教育基盤等>

- ・老朽化への対応、災害対策
- ・障害者差別解消法への対応を含めた施設設備の整備の推進
- ・ICT機器、ネットワーク環境の整備
- ・市町村特別支援教育連携協議会を通じたネットワーク作り

2 幼稚園・保育所等、小中学校

これまでの取組

平成 26 年度第 2 回市町村特別支援教育推進者資質向上研修において、「教育支援の充実～円滑な就学先の決定に向けて～」のテーマで講義及びグループ協議を行い、教育支援に関する知識を深めました。

さらに、愛知県障害者差別解消推進条例の施行に合わせ、平成 28 年 1 月に、「特別支援教育の推進～障害者の権利に関する条約への対応～」を作成し、教育事務所や市町村の特別支援教育を担当する指導主事の会議等において、周知を図りました。

また、特別支援学級の設置については、これまで障害のある児童生徒が学校内で一人の場合は、他の学区への通学が不可能であるなど特別な場合に限り設置を認めていましたが、小学校においては平成 27 年度から、中学校においては平成 28 年度から、対象者が一人でも在籍する場合は設置できるようにし、十分な支援を受けられるよう、教員を配置しました。

〈特別支援学級数の推移〉

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
小学校	1,778	→ 1,953	2,132	2,306	2,469
中学校	782	802	→ 866	908	947

(愛知県特別支援学級設置状況等調査)

課題

- 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場を整備し、障害に応じた支援・指導を一層充実させることが必要です。
- 障害のある幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、合理的配慮を一層充実させることが必要です。
- 合理的配慮について、均衡を失した又は過度の負担等の理由により、学校・市町村教育委員会と保護者との間における合意形成が難しい場合もあります。

推進方策

(1) 多様な学びの場の整備に向けた取組を進めます。

- * 児童生徒の障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意見等を踏まえ、障害種に応じた支援・指導を行えるよう、引き続き公立小中学校における特別支援学級の適切な設置に取り組みます。
- * 在籍児童生徒一人から特別支援学級を設置できるようにしたことによる成果や課題を検証し、設置における注意点も含めて学校及び市町村教育委員会へ発信するなど、今後の設置に向けて活用していきます。**新規**
- * 通級による指導へのニーズの高まりに対応するため、引き続き公立小中学校の通級指導教室の増設と担当する教員の資質向上に努めます。
- * 幼稚園・保育所等、小中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する学習上・生活上の支援を行う特別支援教育支援員等の人的配置の充実に向け、引き続き国へ要請していきます。
- * 医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう、看護師の配置や医療的ケア実施体制の構築等について国へ要請していきます。
- * 基礎的環境整備及び合理的配慮が一層充実するよう、市町村教育委員会に働きかけるとともに、施設設備の整備・充実に向けた財政措置について、引き続き国へ要請していきます。
- * 基礎的環境整備及び合理的配慮の事例を蓄積し、事例集としてまとめ、研修等で活用することで、合理的配慮についての一層の理解推進を図ります。合意形成に係る困難事例については、愛知県特別支援教育連携協議会において議題として取り上げ、検討していきます。**新規**

3 高等学校等

これまでの取組

公立高等学校における入学者選抜において、障害等（病気又は事故によるけがを含む。）のある志願者に対し、出身中学校長から志願先の高等学校長に提出された「受検上の配慮に関する申請書」に基づき、志願者の状況に応じて受検上の配慮を行っています。

病気やけがで長期入院をしている生徒に学習の機会を提供するため、生徒の在籍する県立高等学校及び病院と連携して、学習支援を行っています。平成 29 年度は 7 校に対し学習支援を行いました。

特別支援教育推進モデル事業（平成 29・30 年度）の研究校において、人事交流により県立高等学校に配属となった特別支援学校の教員を中心として、教員の指導力の向上を図るとともに、学校全体で通級による指導に取り組みました。

課題

- 病気や障害のある生徒が、県立高等学校において支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配置や環境整備の充実について、引き続き検討していく必要があります。
- 研究校における通級による指導の研究の成果を踏まえ、地域バランスや全日制・定時制の課程の違い等を考慮しながら、県立高等学校における通級による指導の実施校の拡大を検討する必要があります。
- 県立高等学校と特別支援学校との間で行っている教員の人事交流により、支援・指導の専門性を高めた教員が、双方の学校及び地域における特別支援教育の推進者として活躍しており、今後も継続・拡大していくことが必要です。〈再掲〉
- 通級による指導の実施校では、人事交流により県立高等学校に配属となった特別支援学校の教員を中心として、教員の指導力の向上を図るとともに、学校全体で通級による指導に取り組む必要があります。

推進方策

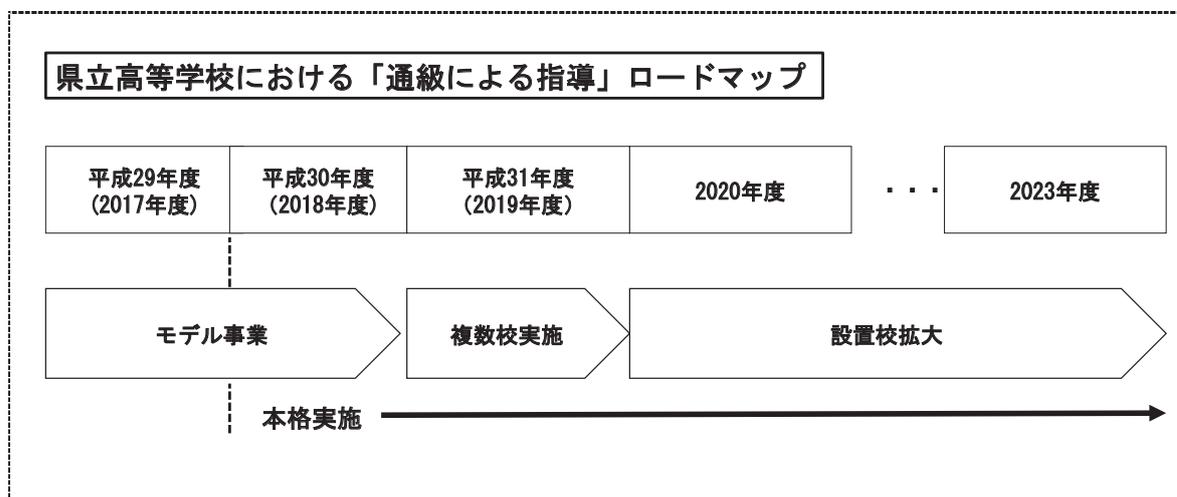
- (1) 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、基礎的環境整備の充実を図ります。

* 病気や障害のある生徒に対し、県立高等学校からの相談を受けて、学習上・生活上の支援を行うため、必要な施設・設備（スロープ、手すり、階段昇降機、多目的トイレ等）の整備に努めます。

- * 公立高等学校の入学者選抜において、障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある志願者に対し、出身中学校長から志願先の高等学校長に提出された「受検上の配慮に関する申請書」に基づき、引き続き志願者の状況に応じて受検上の配慮を行います。
- * 県立高等学校に通う病気や障害のある生徒に対し、学校からの相談を受けて学習上・生活上の支援を行う特別支援教育支援員の充実を図るよう努めます。（P. 15 参照）
- * 病気やけがにより長期入院の必要な生徒に対し、県立高等学校からの相談を受けて、必要な学習支援に努めます。**新規**

(2) 平成31年度（2019年度）以降に、地域バランスや全日制・定時制等の課程の違いも考慮して、「通級による指導」実施校の設置を地域ごとに順次進めます。さらに、県立高等学校における通級による指導の円滑な実施に向けて、必要な環境等の整備の充実に努めます。

- * 2019年度以降の県立高等学校における通級による指導の円滑な実施に向けて、校内体制及び関係機関との連携体制作りを進めます。
- * 通級による指導のニーズを把握し、国の定数改善に沿って、通級による指導担当教員の加配を行うとともに教員の人事交流を活用するなど、教員配置の充実に努めます。
- * 通級による指導に必要な教室及び設備等の充実に努めます。
- * 県立高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を活用して、支援・指導の充実が図られるよう、校内の支援体制作りを努めます。



4 特別支援学校

1 特別支援学校の整備

これまでの取組

新設特別支援学校の開校により、過大化による教室不足を解消した学校が増えてきました。現時点で教室不足が解消されていない学校については、引き続き学校設置を進めていきます。

<知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消措置>

年度	措置	教室不足解消校
H26 年度	いなざわ特別支援学校開校	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校
H27 年度	豊橋市立くすのき特別支援学校開校	豊川特別支援学校
	名古屋市立南養護学校分校開校	名古屋市立南養護学校
H30 年度	大府もちのき特別支援学校開校	半田特別支援学校
H31 年度 (2019 年度)	瀬戸つばき特別支援学校開校予定	春日台特別支援学校

- みあい特別支援学校の校舎増築（2020 年度使用開始予定）
- 西尾市に西三河南部地区新設特別支援学校の整備（2022 年度開校予定）
- 豊田市に西三河北部地区新設特別支援学校の設置を検討

教育諸条件の整備についての進捗は、以下のとおりです。

- (1) 空調設備の設置（平成 29 年度(2017 年度)から 2020 年度）
全ての特別支援学校の普通教室（2019 年夏までに）と特別教室（2020 年夏までに）へ設置
- (2) トイレの整備（平成 29 年度(2017 年度)から 2021 年度）
肢体不自由特別支援学校において、全てのトイレの洋式化、床の乾式化及び未設置の学校への多目的トイレの設置
- (3) 防犯カメラの設置（平成 29 年度）
不審者の校内侵入の抑止や早期発見、早期対応のため全校に設置
- (4) 緊急地震速報受信装置の設置（平成 26 年度から 28 年度）
地震発生時の迅速な避難対応のため全校に設置
- (5) 緊急通報装置（パトライト）の設置（平成 29 年度から 30 年度）
聾学校の幼児児童生徒に対し、迅速に緊急情報を伝えるため、緊急地震速報受信装置や火災報知器と連動した LED 回転灯の設置

課題

- 安城特別支援学校の児童生徒数の増加による教室不足の解消と、岡崎特別支援学校への長時間通学の緩和が課題です。
- 傾斜地に立地している岡崎特別支援学校は、学校敷地の一部が土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指定されており、早期の移転が課題です。

推進方策

- (1) 安城特別支援学校の教室不足の解消と岡崎特別支援学校への長時間通学の緩和を図るため、西尾市内に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置する新しいタイプの学校を2022年度の開校を目指して整備します。
 - * これまで取り組んできた障害種別の専門的な教育を踏まえつつ、地域の教育的ニーズに応じて、複数の障害種に対応した特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能を果たしていきます。
- (2) みあい特別支援学校の教室不足を解消するため、2020年度の使用開始を目指し、校舎を増築します。
- (3) 岡崎特別支援学校の安全対策と学習環境の改善を図るため、適切な場所への早期移転を検討します。**新規**
- (4) 三好特別支援学校の教室不足を解消するため、早期の豊田市内での新設校設置に向け、豊田市と協議を続けていきます。**新規**
- (5) 「県立学校施設長寿命化計画（仮称）」に沿って、計画的に施設改修等を進めていきます。**新規**
- (6) 教室不足が解消された時点で、高等特別支援学校及び校舎の1学級当たりの募集定員を9名から8名に戻すことを検討します。

2 通学環境等の見直し

これまでの取組

＜平成 26 年度以降のスクールバスの増車状況（肢体不自由） 計 8 台＞

運行開始	学 校
H27 年 1 月	港特別支援学校、岡崎特別支援学校、ひいらぎ特別支援学校
H28 年 4 月	豊橋特別支援学校、一宮特別支援学校、小牧特別支援学校
H29 年 4 月	港特別支援学校、岡崎特別支援学校

※ 西尾市に新設する西三河南部地区新設特別支援学校の開校によって、ひいらぎ特別支援学校及び岡崎特別支援学校への長時間通学が、さらに緩和されます。

＜片道 60 分以上かかる児童生徒の乗車割合（肢体不自由特別支援学校）＞

平成 26 年度	⇒	平成 30 年度
37.0%		25.7%

長時間通学による身体への負担を緩和・軽減するための解消策として、バスの増車と刈谷市立刈谷特別支援学校開校による通学区域の変更により、大幅な改善が図られました。

課題

- スクールバスの増車を進めてきた結果、増車による長時間通学の解消はほぼ完了しました。今後は、バスの増車では解決できない（遠距離、交通渋滞等）地域における長時間通学の解消を図っていくことが課題です。
- 県有のスクールバスが老朽化しており、更新していくことが課題です。
- 通学範囲の広い盲学校や聾学校の通学環境の改善を図ることが課題です。



肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの乗降場面

推進方策

- (1) 遠距離や幹線道路の混雑などの理由で、スクールバスの増車のみでは解消ができない長時間通学については、県有施設や小中学校等の活用による分校・分教室の設置、既設の特別支援学校を活用した複数障害種の併置や通学区域の見直しを検討します。**新規**
- * 半島部や山間部等の交通不便な地域に分校・分教室を設置するなど、効率的に長時間通学の解消を図る方法を検討します。
 - * 名古屋東部地域から港特別支援学校への長時間通学を解消するため、地域の実情に合わせた通学環境の改善方法を検討します。
- (2) 肢体不自由特別支援学校のスクールバスの老朽化への対応として、車両の更新を図ります。
- (3) 通学範囲の広い盲学校や聾学校について、寄宿舎の利用状況や在籍者の居住地域などの課題を把握し、効率的に通学環境の改善を図る方法を検討します。**新規**

3 学習環境の整備**現状**

急速に情報化が進展する中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な「情報活用能力」を各部段階における教育課程全体を見渡したカリキュラム・マネジメントを通じて体系的に育むとともに、主体的・対話的で深い学びを進める上で、ICT機器の環境も含めた必要なインフラ環境の整備を図ることが重要です。

病弱特別支援学校では、入院児童生徒への教育機会の保障が課題であり、入院する前に在籍していた学校とのスムーズな連携が必要となります。

課題

- 各学校が障害種別や教育課程に応じて、充実した教育活動を展開するためのICT機器の配備及びネットワーク環境の充実が課題です。
- 入院等のため、十分な授業時間が確保できない教育環境の充実を図るため、ICT機器を活用した効果的な支援・指導の研究が必要です。
- キャリア教育や職業教育の充実を図るための工作機械や実習機器、聾学校の聴力検査機器、補聴器特性測定器等の更新が課題です。

推進方策

(1) ICT機器を活用した教育の充実を図るため、時代に合わせたICT機器を配備し、学習指導の充実を図ります。

＊ タブレット型端末等の情報機器、障害の改善・克服に必要な教育機器の整備に努めます。

＊ 入院児童生徒への教育機会の保障に係る体制整備とその活用のための研究を踏まえ、家庭への訪問教育と特別支援学校の本校との間で情報通信技術（同時双方向型など）を活用した授業を推進します。**新規**

(2) 老朽化した工作機械や実習機器等の更新を図ります。**新規**

<参考>

「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」（H30年度実施）

大府特別支援学校と施設内教育や訪問教育の学級のある病院が連携し、入院児童生徒への教育機会の保障に係る体制整備とその活用のための研究を行います。

